

平成 3 0 年

議会運営委員会記録

平成 3 0 年 1 2 月 5 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成30年12月5日（水曜日）
午前10時15分 開会 午前11時07分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 けさみ 議員	副 委 員 長	猪 原 陽 輔 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	富 澤 啓 二 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 秀 雄 議員
副 議 長	村 田 富士子 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整について

和光市議会基本条例に基づく見直しについて

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

午前10時15分 開会

○吉田けさみ委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数は定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、意見書案の調整、議会報告会の総括、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてです。

初めに、意見書案についてです。

公明党から提出されている、無戸籍問題の解消を求める意見書（案）について、公明党、富澤委員から説明をお願いいたします。

公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 会派公明党、富澤でございます。

今回、無戸籍問題の解消を求める意見書（案）を提出させていただきます。朗読して、なおかつ若干の説明をさせていただきたいと思っております。

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題であります。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要であります。

そこで政府としては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求めます。

1、強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。

2といたしまして、関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあつたとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされています。そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられます。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。

そして、3番、嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直す

ほか、民法772条1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

若干、説明をさせていただければ、意見書(案)として、現在、法務省が把握しているのは、これは2018年8月10日現在でございますが、715人。潜在的には1万人を超えるだろうと言われています。

記の1番として、これは何を意味しているかと申しますと、子どもが強制認知の調停を申し立てた際、家庭裁判所の窓口で元夫を相手に裁判をおこし、父子関係がないことを先に確認するよう指導することが少なくありません。

提出する背景に関しては、2点ございます。親子関係不存在確認、そして強制認知、認知調停です。裁判官によれば、2点セットが必要と理解されている裁判官も地方裁判所にはいます。これは昭和44年の最高裁判所の判例で、どちらか1つ、具体的には強制認知のみの提出で了解ということになっています。

それとDNA鑑定を提出した場合に、前夫に知らせることなく認知を認める裁判官と、前夫に連絡をした裁判官がいました。嫡出推定を翻すのにどの程度の資料が必要なのかの判断は裁判官により幅がございます。

2番として、これは無戸籍でも調停裁判の継続証明書、これがあれば、戸籍を取る見込みがあると認められ、住民票の交付が可能ということが総務省通達で出ています。住民票がなくても健康保険証や年金加入の手続が可能ということでございます。

離婚後に妊娠したことを証明する医師の作成した証明書が添付していれば、現在の夫の子として出生届を受理できます。これは前夫の子という300日規定のルールから180度変わっているわけです。これはまだ役所の現場には周知されていないところがございます。無戸籍の人たちが住民票交付の手続をして、無戸籍だと住民票の交付ができないケースが多々ありますので、窓口としては当事者のプライバシーや心情を十分に配慮いたしまして、当事者の負担軽減を図っていただきたいというのが趣旨でございます。

3番といたしまして、提訴権者の拡大を今、夫もしくは元夫に限っておりますが、これを妻と子にも認めるということです。出生期間、これは今6ヶ月から1年ですが、これを延長していただきたい。民法第772条の嫡出推定は明治時代の産物でありますので、婚姻中に妊娠した子は夫の子、例えば離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子とみなす300日規定がございます。推定を否定する嫡出否認の権限を夫、前夫に限り、妻と子に認めていないという問題がありますので、これも検討していただきたいと。

以上で説明を終わります。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤委員から説明をしていただきました。

それでは、各会派からの意見をお願いしたいと思います。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 いま、公明党から無戸籍問題の解消を求める意見書（案）について提案があり、丁寧な説明をしていただきました。ありがとうございました。緑風会といたしましては、無戸籍者は特例措置などで救済されるケースを除き、選挙権の行使、住民票の作成、パスポートの発券申請、国民健康保険への加入、銀行口座の開設などができない、あるいはそれらに支障があるだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っていますが、実際には無戸籍であっても大抵のことは戸籍を持つ者と同じようにできています。

ところが、自治体職員に知識がなく、思い込みや偏見があり、無戸籍についての相談に来た者に対し、自治体の窓口でできないと回答してしまっている例が、無戸籍問題が社会問題として意識されるようになり、今でも後を絶たないようです。このようなことから、この意見書案には賛成します。また、このことについては、民法第772条第1項の嫡出推定の民法改正も大切だと思い、賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井委員。

○金井伸夫委員 私どもはそもそも、戸籍制度は廃止したいということが、我々の考えなのですけれども、我が国では戸籍制度が現存しておりますので、この現状では戸籍による人権に関わる弊害を取り除くことが先決と思いますので、この意見書案に賛成します。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原委員。

○猪原陽輔委員 賛否を言う前に、ちょっとお伺いしたいことが一点だけございまして、記の1番目のところなのですが、「法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること」とありますが、具体的にどういった部分をどのように改めるのかについて伺いたいと思います。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 確かに通達には言うてはいるのですけれども、全く目立たないと。これが重要事項だということがわかるように改めていただきたいと。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原委員。

○猪原陽輔委員 わかりました。基本的に富澤委員が説明していただいた内容に会派は賛成しているのですが、その部分だけ、今の記載の仕方だけですとちょっとつながらない部分があるかなと思いますので、そこを明確にすれば、そのほかのところは賛成できるというのが、うちの会派の意見になります。

以上です。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 とりわけ、児童、無戸籍児の救済については、300日規定、これが大きな問題をなすという形のなかで、もう10年以上前から、無国籍となった子供の親御さんまで、家族の会ですけれども、法務省等に働きかけも行ってきているわけです。今ここで、国民の皆さんたちの運動なんかもあったり、国会での論戦もずっと繰り返されてきましたし、うちのほう

の党としても妊娠期間の300日規定、これは絶対改正しなければだめだといったこととあわせて、周知徹底を図ることも必要なんだということも国会の中できちんと発言をしているわけです。

それでここに書いてあるのが、やはり家庭裁判所の窓口での不適切な指導とか、自治体職員まで制度についての徹底がなされていないとか、こういう文言があるのですけれども、なぜこうした決定がされてこなかったか。ましてや地方自治体職員、あるいは裁判所にあつては、法に基づいてきちんと対応すると、あるいは国からの通達に基づいてきちんと対応すべき立場の人たちが、なぜこれが不徹底できているのかということについては、だから、ここで意見書を出すという話かもしれませんが、どんなふうに現実的に起きているのか御存知でしょうか。

○猪原陽輔副委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 詳細は私もよくわからないのですが、基本的には知識不足だと思っています。面倒くさいことは先送りという観点もあるのかなという気がします。

○猪原陽輔副委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 中身は無戸籍というものを解消するということは国会でも論じられているように、早急に解消していく必要はあるとは考えるのですけれども、具体的な解決策というのが残念ながらここにない、大枠の中で、ここで記という形で3つのことが書いてあるわけですが、これで本当に意見書としてはどうなのかなという思いはあるんです。言わんとする内容については賛成いたします。ただ、この時期に、なぜこういう不徹底が起きているのかについてはやはり疑問です。

以上です。

○猪原陽輔副委員長 賛成ということですか。

○吉田けさみ委員 基本的には賛成なんだけれども、時期がどうなのかという問題等も含めて、あるかなというのは疑問として、残しておきたいと思います。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 丁寧な説明をいただきましたが、人数の関係で1万人いるのではないかということだったのですが、それはどういったことによるのか、教えていただければと思います。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 これはおそらくDV等が原因になるのではないかなと思います。

○吉田けさみ委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 ありがとうございます。その調査というのはどちらからの数字か。もしわかれば教えていただければと思うのですが。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 715人は法務省の調査により、潜在的には1万人を超えるという見方も、こ

れはおそらくになってしまいますが、総務省のほうの予想だというふうに判断しております。

○吉田けさみ委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 いずれにしろ、無戸籍の問題というのは当事者にとって大きな問題なので、早期に解決されるということが必要なので。どういった手立てを取るかは国のほうで検討されると思いますけれども、この時点で無戸籍の問題の解消を求めるといった意見書には賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 無戸籍の人たちは多くが本当不幸な生活を余儀なくされています。本人が知らない形におかれてです。私はやはり日本国民としての権利擁護がされていないので、人権が守られる、差別されている、先ほど言ったように不幸な生活をしていますので、やはり早期に権利擁護が守られるようにこの意見書案には賛成です。そこで法務省が1万人も知っているのであれば、知っていて見て見ぬふりをするのではなくて、法務省知っていれば自ら動いて解決するべきではないでしょうか。これは私案です。賛成です。

○吉田けさみ委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も賛成です。ご本人はどうすることもできないところで、無戸籍という状況に陥りまして、また生活上非常に不利益を被りながら生活をされている。またその方がお子さんを産んで孫の代までそれが引き継がれているというような事例も出ておりますので、早くに取り組んでいただきたいということで、賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 全員の意見を述べていただきました。基本的にこの意見書案には賛成ということでまとめたいと思いますが、皆さんからも質問も出ていましたけれども、このままでいいのかというところで、御意見があればいただきたいと思います。

新しい風、猪原委員。

○猪原陽輔委員 先ほど、申し上げさせていただいたところの部分の明確化だけ、案文を考えていただいて、提出という形にさせていただければと思います。

○吉田けさみ委員長 こういう意見がありましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、この無戸籍問題の解消を求める意見書（案）に対しては、文言、記のところで一部訂正を加えまして、副議長提案としたいと思います。

次に進みます。

公明党から提出されています認知症施策の推進を求める意見書（案）について、公明党、富澤委員から説明願います。

公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 会派公明党を代表いたしまして、認知症施策の推進を求める意見書（案）を

説明させていただきます。先ほどと同じように朗読をして若干補足説明をさせていただきます。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けています。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれております。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であります。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要があります。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっています。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

記として、1番、国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2、認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3番、若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

最後に、4番、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

若干、補足説明をさせていただきますと、1番。記の1番ですね。総合的な認知症施策作りと実施を国の責務として定め、基本計画の策定を義務付けることです。例えば、世界保健機構（WHO）は9月21日に、「世界アルツハイマーデー」を定めております。これを認知症の日として、国の啓発に取り組む必要があるのではないかと思います。

あと、認知症患者や家族、事業者などの意見をよく聞き、基本計画を作るように義務付けること。保健、医療、福祉、教育、生活支援、雇用、まちづくり等の関連分野、総合的な取り組み推進、また平成27年1月、新オレンジプラン策定が、今年度数値目標が区切りを迎えます。

平成32年度、新たな数値目標の出発が予定されています。関係施策の充実を加速させる必要であらうかなと思います。

2番として、介護施設に入ることもなく、相談できる人もいない人が多々います。認知症になっても住み慣れた地域で暮らすための目安として示したものがケアパスとあります。認知症のケアパスは厚生労働省の認知症に対する施策の1つであります。

また、厚生労働省では認知症の人は精神病院や施設を利用せざるを得ないという考え方を改め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが必要だろうと思います。ケアパスは認知症の状態、症状にあわせた生活の目安や、自治体の相談窓口、利用できる医療機関や施設を分かりやすく記したパンフレット、これは自治体によっては認知症ガイドブック、認知症あんしんガイドといった名称で作られていますが、これらの支援体制をしっかり構築することです。

3番は、都道府県でいえば、政令指定都市にございますが、それを拡充すること、都道府県から政令指定都市に拡充することです。若年性コーディネーターの効果的・効率的な活動推進を周知することです。

最後に4番、認知症ケアに着目したケアレジストリーの推進です。認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立と、平成29年5月にWHOで認知症の公衆衛生対策に関する世界行動計画が承認されています。認知症に対する取り組みの発信と日本モデルの構築のために推進・研究していただきたいという趣旨で、今回の意見書案を提出しました。

以上です。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤委員から説明をいただきました。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 丁寧な説明ありがとうございました。緑風会といたしましても、2025年の認知症高齢者700万人時代を見据え、国においても介護保険法を改正し、認知症施策の総合的な推進などに関する制度上の根拠を明確化し、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの数値目標を更新するなど、取り組みを進めていますが、一方で、認知症の方に関する交通事故、行方不明、虐待、詐欺等の事件・事故は後を絶たず、国・地方を挙げて認知症の人や家庭の視点に立った取り組みを早急に進めていかなければ、家庭の崩壊や社会的損失も招きかねないと思いますので、この意見書には賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井委員。

○金井伸夫委員 和光市でも認知症初期集中支援事業等を予算化しておりますが、なかなか認知症対応が難しいのか、予算を消化しきれていないのではないかと考えております。従って、この意見書（案）で指摘されているように、法律などの環境整備を進めていかないとなかなか対応が難しいと思われますので、この意見書（案）には賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原委員。

○猪原陽輔委員 私どもの会派も賛成でございます。記の1から4番目、ぜひ国としても進めたいと思います。特に、4番目のところでビッグデータの活用として、認知症施策の推進ということで御意見をいただいておりますけれども、特にこの点で、早期診断・早期発見で症状の進行を遅らせるような施策をどんどん進めたいと思いますし、また、この分野は非常にビジネスチャンスでもあると思いますので、国としてもしっかり後押ししていただき、世界に対して競争優位な状況を早めに作っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 認知症施策は本当にこれから国の課題だと共通認識を持っているつもりです。それで先ほどの御説明の中で、1のところで、国の責務としてきちんとやりなさいと述べられていましたので、1のところで、2行目のところでしょうか、「社会を構築するため」の後に、「国の責務として」という言葉を一言入れていただければいいなというのが1点ありました。

それから2点目についてですけれども、本当に認知症の初期の人ほど専門職による支援、これが欠かせないと言われています。早期に診断を受け、治療を開始すれば、よい状態を維持できるという話は専門家からよく聞くわけなんですね。

それで2のところに、行間としては3段目が適切かなと思っておりますけれども、「支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成」とあるのですが、その前段、情報につながるができるように、医療的な知識も必要ですし、生活歴も踏まえたアセスメントができるような専門的人材の確保という言葉もぜひ入れていただきたいと思っております。あとは全体的にはこの文章でよいと思っております。基本的には賛成です。

以上です。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 高齢化が進んでいるというよりも、現実の問題となっておりますので、賛成です。私としては、認知症になってしまえば、サポーターとかそういうのがいるのですけれども、その前に4番を、この順位を1の次の2番に、この予防法を、国策をあげて取り組む。和光の理化学研究所でも治療薬を開発しているわけです。そういうところに国策で、もっと人を入れて、開発に力を入れるというのを2番目ぐらいに入れて。それでなってしまうたら、さっきの人材の確保の前に人材を育成・養成して確保ですね。それはいいです。人材いっぱいあればね。そういう意味です。4番はかなり重要で、開発しないとね、実際はなってからではなく、ならないように、そこに科学を、力を入れて。特に和光市は、理化学研究所はこれの治療薬を研究しているわけですよ。予算が少ないとかではなくて、細かいことは書かなくていいん

ですけど、ここに力を入れてほしいということ。最上位の近くに。お願いします。賛成です。

○吉田けさみ委員長 赤松委員外議員に確認なのですが、認知症の予防として研究・開発にも力を入れてほしいということですね。その辺の文言を入れるということですか。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 現在も行っていますが、順位として上に上げてほしいということです。4番目を2番目にしてほしい。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 提案の1・2・3・4は必要だということが書いてあると思いますので、1番は重要で4番は重要ではないという意味合いではないと思っています。であるならば、全て1・1・1・1という表現にすればいいのではないのでしょうか。

○猪原陽輔副委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 はい、結構です。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 基本的に対策を進めていただきたいので賛成です。ただ、今意見が出ていたうちで、日本共産党から出ていた医療的な専門的な人材ということは、医療的と言うと結局、医師・看護師というふうになるので、医療的な専門人材ということになると、逆に意見書を提出した側からすると説明が必要になってくるのかなと。いずれにしろ、ここに書かれているのは医療、あるいは介護に関わる人、それと介護サポーターとか、そういったところを整備するということが3でも書かれています。

あと、もう一つですけれども、1・1とすると、その前の無戸籍のほうと合わなくなるのと、従来意見書は1・2・3・4でやってきているので、形式が合わなくなってしまうので、その辺はきちんと整理しておかないといけないのではないかと思います。私はこれには基本的に賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も賛成です。これから、認知症の方もかなりの勢いでふえていくことが見込まれていますし、いろいろな方面からの対策、支援が今まで以上に必要になってきますので、ぜひとも提出していただきたいと思います。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 1・2・3・4は順位を表しているのではないかという御意見が先ほどあったので、それだったらということで意見を述べさせていただきましたが、通例は1・2・3・4という表記でいいと思います。ただこれは優先順位ではないということをご共有の認識としていければと思います。

○猪原陽輔副委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 はい、結構です。

○猪原陽輔副委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 先ほど、日本共産党として認知症に対する高度な専門性というのは普通の外科とか内科というものとは全く違って、家族の問題とか、どのようなアセスメントができるのかとかいろいろ考えると、医療とか介護とかの分野ではできないほど、専門性が求められるという意味で、日本共産党として先ほど発言をさせていただいているので、その辺を汲み取っていただいて、文章の中にぜひ入れていただければと考えています。よろしくお願ひします。以上です。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに皆さんのほうから御意見はございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、認知症施策の推進を求める意見書（案）については、若干の文言の修正を加えて、副議長提案といたします。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、副議長提案となりました無戸籍問題の解消を求める意見書（案）と認知症施策の推進を求める意見書（案）、それぞれ意見書（案）につきましては、12月12日、水曜日、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、意見書（案）の確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

議会報告会の総括についてです。

前回の議会運営委員会で、会派での協議をお願いしております。まず、ホームページ掲載案についてご意見願ひします。

ご意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、掲載案をホームページに掲載することにいたします。

次に、所見について、各会派で協議された意見について、発言願ひします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会としての反省点について報告させていただきます。

文書でも報告しましたがけれども、議会報告会も現在の形になって有意義な議会報告会になっている。これについては自身の担当・役割にも慣れてきたので、スムーズに準備ができたことが挙げられました。

また、意見交換会では、ポスターを見て参加した方もいて、テーマ「産業振興について」の資料なり、意見交換会に入る前に事前説明なりが欲しいなどとおっしゃっていた方がいました。

ので、テーマについての事前の説明が必要ではという意見がありました。

また、意見交換会では、テーマを絞り込んで進めたらどうかという意見も出ました。今回、発言が長くならず、簡潔にさせていただくように導くことができたのかなと思っていますが、ずれることがあったので、ずれないようにコーディネーターが進めることも考えなければならないのかなという意見が出ました。

あと全般的によかったという意見がありましたので、今後も反省点を踏まえて、この形で議会報告会を続けていければと思います。

また、ポスターについても、今回、季節がいろいろなポスターがすごく貼ってあって、ポスターの配付がちょっと遅かったのも、もう少し早めに決定していただいて、ポスターを張るのが1か月前なんですけれども、その辺を少し早くしていただければよかったのかなと。ポスターを貼るのにずいぶんと手間取ったというのがあったので、その辺を考えていただければという意見が出ました。

以上です。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原委員。

○猪原陽輔委員 良かった点と反省点をまとめさせていただきました。

1点目は、現場にいる人しかわからない生の声を聞くことができたということで、これは総務環境常任委員会で、小規模企業振興条例の議論をしていただいているところですが、傍聴していた際に、現場の声を聞きたいという御意見がたくさんあって、とてもいい機会になったのではないかと思います。

2点目は、事業者の方の属する業界の現状、事業を行う上での課題のを直接聞くことができたということで、複数の業界から来ていただき、それぞれの事情を伺うことができて非常に良かったと思います。

3点目といたしまして、小規模企業振興条例、ただいま総務環境常任委員会で策定中ですが、このことをアナウンスできたことが良かったと思います。

最後に、意見交換を通して、振興条例に商工会加入の規定を盛り込んでほしいという要望がございまして、それを聞くことができたということで、総務環境常任委員会のほうでぜひ検討していただきたいと思います。

次に、反省点ですが、意見交換ということで、もう少し時間があれば、もっとたくさんの意見が聞けたかなと思いました。

もう1点は、もう少し多くの小規模企業の方に参加していただけると良かったということでございます。そのためには、今回、平日の日中ということで、日程を設定しましたが、もしかしたら小規模企業の方は休日にした場合、もっとたくさんの方が来られたのではないかと思いますので、もう少し日時を設定する時にもう少し検討できれば良かったと思います。

以上です。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 今回の議会報告会は良かったという点で一致いたしました。

4点ほど、述べさせていただきます。

テーマの設定がポイントと考えます。今回、具体的に産業振興というテーマで意見交換会を行いました。商工会関係の方はもとより、一般の方もテーマに沿った意見を述べていただき、想定した以上にスムーズに進行できたと思っております。

2点目として、商工会の方々が、仕事を休んで出席して下さったことに大変感謝を申し上げます。

3点目として、人数が少なかった分、たくさんの御意見をいただくことができ、大変有意義な意見交換が実施できたと思います。

4点目として、7・8人ほどの少人数での意見交換は議論が深まり、適正であったと思います。貴重な御意見をいただいたということで、感謝しております。

以上です。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 所感を述べさせていただきます。

商工会などの関係者から産業振興における課題について意見をいただき参考になった。より掘り下げた議論ができたならなお良かった。商工会が存続の危機に置かれている現状を知ることができ、改めて商工会の存在意義を考えるきっかけとなった。

以上です。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 ほぼ開会から閉会まで、資料の配付、受付、それから全員協議会室での全体の進行がスムーズにできたと感じています。

それから、テーマに対する対象者といったらいいのでしょうか、これは一般市民も含めてなんですけれども、やはり仕事等によって参加できなかったと言えるのではないかと思いますので、この辺がテーマによって設ける時間帯というのは一工夫必要なのではないかと考えております。

もう1点は、参加者からも議員からも産業振興に関して、多彩な意見が出されていたので、良い意見交換会となったと感じています。

参加者の振り分けバランス、それから時間配分なども全体を通して、先ほども申しましたけれども、スムーズにいったと思いますので、全体でよかったという総括を日本共産党としてはしています。

以上です。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 意見交換会については、ほかの会派の方と重複する部分もありますので、

まとめて言わせていただければ、もう少し商工会関係の方が参加できればよかったかなと。この辺は、日程、天候、仕事の時間中、いろいろな事情があったのかなとは思いますが。ただ、参加された方からは、率直な意見が聞けて、大変よかったと私自身はとらえております。今後の検討課題では、2グループの場合は机を動かすというのを、時間を避けるために、第2と第3委員会室でいいのではないかと。その辺、検討していったらどうかと。全体の時間配分や長さなどについても検討するのがよいのではないかと思います。

意見交換会での進行方法につきまして、先ほどもありましたけれども、コーディネーター、進行される方がもう少しテーマに沿って、意見交換が進むように、事前に最初に聞くポイント、途中でのポイント、あとテーマからずれた場合、どういうふうに対応するか、そういったことを検討していくことが必要だと感じました。

以上です。

○吉田けさみ委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 皆さんと大体同じですけれども、運営面はよかったが、ちょっと参加者が少ないのが課題。特に産業に関する商工業者の参加が少なかったかなと。募集の方法に問題があるのかなと思います。もっと積極的な募集をするべきであった。

意見交換会は人数は少なかったのですが、私のところでは、活発な商工会の人は意見を述べていたと思います。

以上です。

○吉田けさみ委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 参加人数が少なかったということで、テーマに合わせて開催日時を検討する必要があったと感じました。あと、意見交換会の参加人数は少なかったのですけれども、活発な意見交換ができて、大変有意義な時間であったと感じました。それから意見交換の途中で退席された方がおまして、そのときはそのまま見送ってしまったのですけれども、一緒に退室をして、一言お話を伺うなり、お礼を申し上げるなりすればよかったなと思っております。全体的にはスムーズに流れて、よかったなと思っております。

○吉田けさみ委員長 それでは、それぞれご意見を出していただきましたので、今までのご意見を議会報告会の総括としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。

市議会議員選出区分において欠員が生じたため、選挙を実施する旨の通知がありましたが、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないため、選挙は行わないこととなりました。

以上です。

○吉田けさみ委員長 ただいま議長から発言がありました件は、御了承願います。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

今後の議会運営委員会などの日程を確認します。

12月12日、水曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認を行います。

12月17日、月曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目を行います。

平成31年1月10日、木曜日、午前9時30分から議会だより編集事前打ち合わせ2回目を行います。

平成31年1月17日、木曜日、午前9時30分から広報議運を開会いたします。

以上となります。日程調整のほどよろしく願いいたします。

そのほかに、何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録および会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時07分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み